

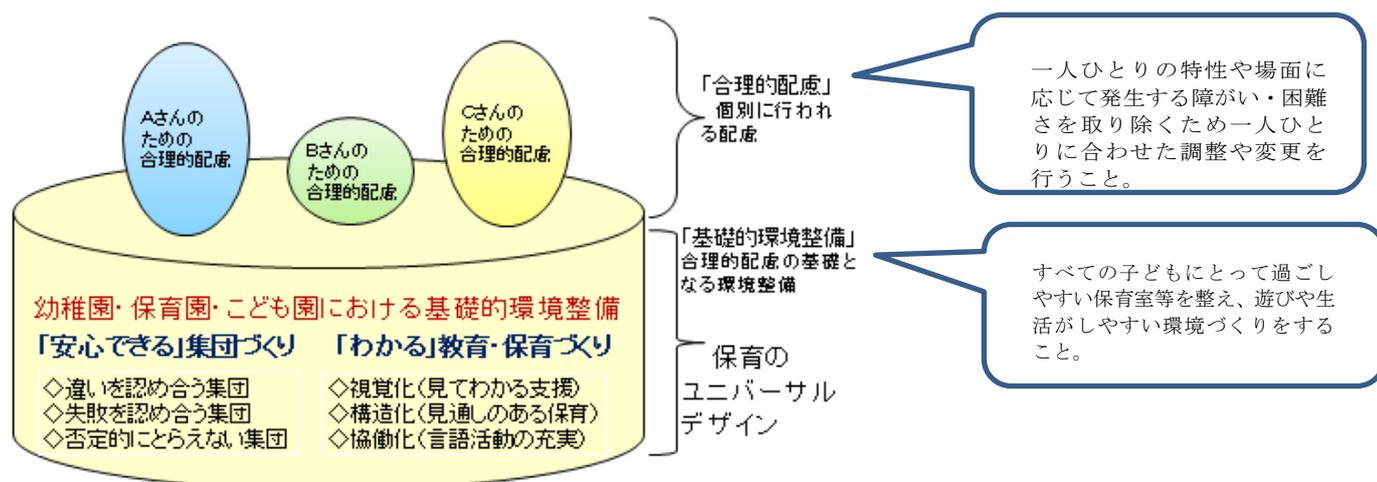
(3) インクルーシブ教育・保育について

インクルーシブ教育・保育システムとは、子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、個々のニーズに合わせて教育・保育を実施し、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みのことです。

平成28年4月1日より施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、共生社会の実現に向けて、「不当な差別的取扱い」の禁止と、「合理的配慮」の提供が義務として定められました。

「合理的配慮」のように個別的な対応ではなく、より広く全体的に必要な事項として対応することが必要と考えられる場合の対応を「基礎的環境整備」と呼び、幼児教育・保育施設においては、『安心できる』集団づくりと『わかる』教育・保育づくりが基礎的環境整備の中核となります。「基礎的環境整備」のなかで、特別な支援ではなく、あたり前にある支援「ナチュラルサポート」を充実させることは、全ての子どもたちにとって、わかりやすく、安心できる支援につながっていきます。

合理的配慮・基礎的環境整備が一体となった支援



子どものニーズは多様です。診断の有無にかかわらず、子どもが困っていることに気づき、子ども理解を深め、その子どもに合った具体的な支援の方法を考え、毎日の生活の中で効果的な支援を行うことが大切です。また、幼児教育・保育施設においては、保護者との信頼関係を築き、連携していくことが欠かせません。関係諸機関との連携についても園内で共通理解し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、活用していくようにしましょう。

